

## 関係団体（NPO 法人コリア NGO センター）へのヒアリングについて

- ・ NPO 法人コリア NGO センターの概要

- ・ 参加者（3名）

郭辰雄 （特活）コリアNGOセンター代表理事  
他2名

大阪市長 橋下徹 様

## 大阪市におけるヘイトスピーチ対策に関する要望書

大阪市の発展のため日々尽力されておられる橋下大阪市長に敬意を表します。

さて、昨今、日本全国で在日コリアンに対する差別的、暴力的表現行為であるヘイトスピーチが全国的に拡散しており、大阪市内においても梅田、ナンバ、御堂筋などの繁華街で頻繁におこなわれています。

私たちが在日コリアンは、街頭で発せられる「出て行け!」「殺せ!」という言葉に激しい憤りと同時に深い悲しみを感じています。日本による朝鮮植民地支配の結果、祖国を離れ日本で暮らすことになり、厳しい差別の中で苦労を重ねてきた高齢者、日本で生まれ育っている次代をになう子どもたち、世代に関わりなくすべての在日コリアンにとってヘイトスピーチはまさに自分に向けられた刃で、深く心が傷つけられるものであり、これは紛れもなく深刻な人権侵害として絶対に許してはならないものです。

これらのヘイトスピーチに対しては多くの大阪市民も心を痛めています。そして大阪のみならず、日本全国でヘイトスピーチに反対する声も高まりつつあります。

そして7月8日、2009年から翌年にかけて在日特権を許さない市民の会(在特会)がおこなった京都朝鮮第一初級学校襲撃事件控訴審判決がありました。大阪高裁判決では、在特会らの行為が「人種差別」に該当し人権侵害であると明確に認定し、表現の自由によって保護されるべき範囲を超えたものであるとして、地裁判決を支持し、在特会らの控訴を棄却しました。司法の判断としても在特会らのヘイトスピーチがとうてい認められるものではないとの判断を下したのです。

また、7月に開催された国連自由権規約委員会の日本政府報告書の審議でも日本のヘイトスピーチを禁止すべきであるとの勧告も出されています。

こうした状況のなか、7月10日の定例記者会見において橋下大阪市長は、ヘイトスピーチに対して、「ひどすぎる。大阪市内ではヘイトスピーチは認めない」と表明され、具体的な対策をとるように指示を出されたと報道されました。この橋下市長の発言はヘイトスピーチで傷つき、心を痛める人々に、大きな期待を与えるものであり、ぜひとも実効性ある対策をとっていただきたいと考えています。

大阪は歴史的にも在日コリアンが多数居住する地域であり、生野区鶴橋はいまやコリアタウンとして多くの人たちでにぎわいを見せる観光名所となりつつあります。しかし、この鶴橋で昨年2月24日、「殺せ!殺せ!朝鮮人」と連呼するヘイトデモが繰り広げられ、その場で女子中学生が「早く国に帰れ、鶴橋大虐殺を実行しますよ!」と絶叫するというヘイトスピーチが行われました。その映像はインターネットで全世界に流れ、日本の人種

差別を象徴するものとして世界各国で驚きをもって紹介されました。こうしたことは二度と繰り返されてはならないと考えます。

私たちは市民の間に差別・憎悪をあおりたてるヘイトスピーチは許されるものではないと断言した橋下市長の意志表明を支持し、大阪市内でのヘイトスピーチを根絶するため、早急に下記の施策が行われるよう切に要望いたします。

#### 【要望事項】

1) 過去にヘイトスピーチに関連して司法によって有罪とされた団体・個人が主催もしくは中心的に関わり、その内容から明らかにヘイトスピーチが行われることが予想される集会、街頭情宣、デモなどの行為が大阪市内で行われる場合、大阪市の管理する公共の施設および公園の使用はこれを認めない。

地方公共団体が管理する公共施設でヘイトスピーチを行ってきた団体・個人に対し、ヘイトスピーチを行うためにこれを利用させ便宜を図ることは、差別行為への便宜供与になり、その本来の目的である「公共の福祉」に反すると同時に、日本政府も批准している人種差別撤廃条約にも違反することとなります。また公園の使用に際しても、大阪市公園条例で「公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定める」行為を禁止することができると規定されており、こうしたヘイトスピーチのための公園利用は、他の一般市民の利用に著しい支障を及ぼすものです。したがって、「大阪市内でヘイトスピーチを許さない」ためには、大阪市のヘイトスピーチへの施設等の利用を認めないことが最も実効性ある措置であると考えます。

また大阪市の、ヘイトスピーチへの便宜供与をしない方針を明確に打ち出せば、大阪のみならず全国の自治体へも大きな影響を与えることとなります。

2) ヘイトスピーチ等の表現行為によって被害を受けた在日コリアンおよび他のマイノリティのための常設的な相談窓口の開設。

ヘイトスピーチによる被害は、公共の空間での差別的表現を大音量でおこなうことにより、その攻撃を受けた在日コリアンの心的な被害はもちろん、近隣商店等の経済的被害、その場に遭遇した人々に与える不快感やストレスなど、その被害は多面的に捉えられなければなりません。そういったさまざまな被害や不安に対処するためにも、市内におけるヘイトスピーチの状況を把握し、常設的に相談に応じることができる窓口を設置し、即応的に対応できるようにしてください。

3) 日本政府に対して在日コリアンをはじめとするマイノリティの人権擁護の観点からヘイトスピーチに対する早急な対策を講じるよう申し入れる。

ヘイトスピーチはいまや日本全国に拡散している人種差別行為であり、橋下市長も言及されていたように、「表現の自由」はありつつもその許容範囲を超えています。同時に、ヘイトスピーチの拡大は世界各国にも日本国内に深刻な人種差別があるという懸念を広げつつあります。そのような問題意識を国政レベルに反映させ、ヘイトスピーチに対しては明確な人権侵害であるという認識から、対策を講じるよう大阪市としても強く申し入れてください。

4) ヘイトスピーチ対策のための第三者機関の設置の是非について慎重に検討し、もし設置される場合、その機関の委員のなかに当事者として在日コリアンが参加し、意見が反映されるよう考慮する。

橋下市長がいわゆる第三者機関の役割としては、事実関係を集めて「証拠保全」ということと、「表現の自由を規制するのは難しいと思いますから、専門家、専門的な機関で論議をして（情報を公開し）評価を求める」、いわば「新聞の紙面に対する審査委員会」のようなものとされています。しかし行政としてヘイトスピーチに対する評価をすることなく、単に内容を収集して、それを公表することは、大阪市がヘイトスピーチを拡散させ、被害者の心を再び傷つけることになりかねませんし、ヘイトスピーチに大阪市が墨付きを与えることにもつながることを危惧します。以上の点から、第三者機関の設置については、くれぐれも慎重に検討してくださるようお願いいたします。

また、もし第三者機関が設置される場合でも、ヘイトスピーチへの被害を正確に把握し、その対策を立てるにあたっては、なによりも被害当事者である在日コリアンの視点が重要であり、その意見が反映されるべきだと考えます。そのような人選・構成を図ってくださるようお願いいたします。

2014年7月31日

特定非営利活動法人コリアNGO 

代表理事 林 

〒544-0034

大阪市生野区桃谷 3-1-21-3F

TEL 06-6711-7601

FAX 06-6711-7606

